夕刊70円 日本経済新聞 2022年(令和4年)3月1日(火曜日)

外環道工事、一部差し止め

調布事故巡り東京地裁決定

「再開で陥没の恐れ」指摘

2020年に東京都調布市で陥没事故が起きた東京外郭環状道路（外環道）のトンネル掘削工事を巡り、同市住民らが国や東日本高速道路などを相手に工事の差し止めを求めた仮処分申し立てで、東京地裁は28日、一部区間の工事を差し止める決定をした。目代真理裁判長は決定理由で「具体的な再発防止策が示されておらず、工事再開により陥没の恐れがある」と指摘し、同じ工法による工事の中止を命じた。

同工法での工事中止命令

地裁が差し止めたのは、東京都世田谷区から武蔵野市までの約9キロにわたるトンネル2本の掘削工事。仮処分は直ちに効力が生じ、今後の司法手続きで覆らなければ工事を再開できない。東日本高速などは異議を申し立てるとみられ、再発防止策の具体性や有効性が焦点になりそうだ。

目代裁判長は決定理由で、陥没事故が他の場所より地盤が薄く、単一の砂層で掘削の影響が地表面に及びやすいといった特殊な条件下で発生したと指摘。気泡材を用いる工法を採用していた掘削機（シールドマシン）に支障が生じたために、地盤が緩んで土砂を取りすぎたと結論づけた。

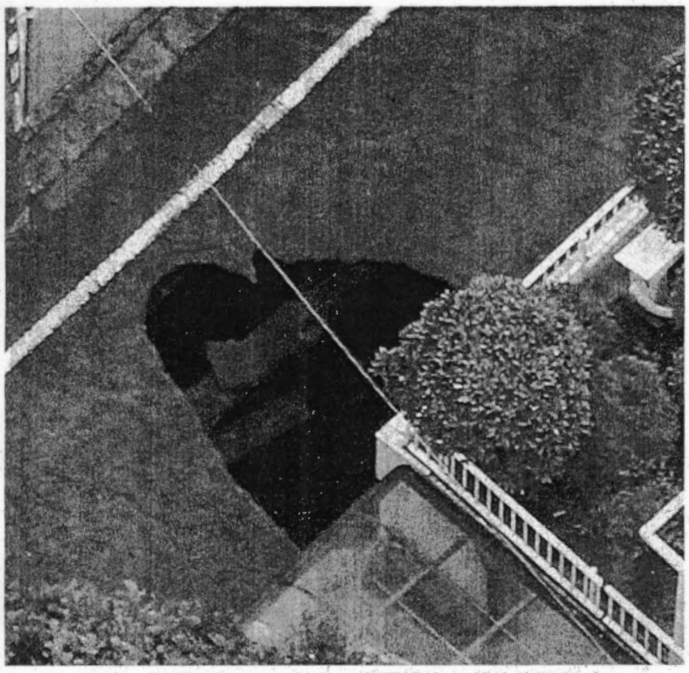

東京・外環道のトンネル工事現場上の住宅街で発生した道路の陥没現場（2020年10月、東京都調布市）

そのうえで、陥没箇所から約30メートルの地点に住む申立人1人について「有効な対策が採られないまま同じ工法で工事が再開されれば陥没が生じる恐れがある」とした。

東日本高速などは当該区間の工事を現在中断し再発防止策を検討している。だが、目代裁判長は「具体的な再発防止策は示されておらず、現時点では陥没が起きる恐れがあると言わざるをえない」と指摘。いつ工事が再開されるかも不明確で「生命、身体に具体的な危険が生じる恐れがある」として、予防的な仮処分の申し立てを認め、同じ工法による工事の中止を命じた。

東日本高速と国土交通省は28日、「決定の内容をよく確認し、関係機関と調整して適切に対応したい」とするコメントをそれぞれ出した。

建設予定地の周辺住民らは20年5月、シールドマシンを使った工法について安全性に問題があるなどとして、国と東日本高速道路などにトンネル工事の中止を求める仮処分を申し立てた。17年に国と都を相手取り、計画認可の無効を確認する行政訴訟も起こしており、現在も東京地裁で係争中。弁護団によると、今回の仮処分決定が今後取り消されれば、工事の差し止めを求める本訴を東京地裁に起こす可能性も視野に入れているという。

外環道は延長85キロで49キロ分が開通済み。工事中の関越道・大泉ジャンクション（JCT、東京・練馬）と東名高速・東名JCT（同・世田谷）を結ぶ16キロの区間は住宅密集地を通るため、地下40メートルより深い「大深度地下」を活用する。

外環道の工事差し止めの対象区間

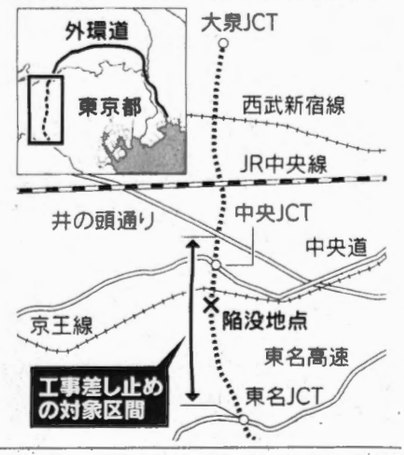

再発防止策が焦点

東日本高速 有識者委で審議

東京都調布市の道路陥没事故は2020年10月、外環道の地下トンネル工事区間の真上にある住宅街で発生した。日本経済新聞が衛星解析技術を持つイタリアのTRE社のアルタミラから入手したデータで、工事直後にトンネルの真上以外でも2～3センチメートル程度の沈下と隆起が起きていたことが判明している。

東日本高速道路は事故を受け、陥没箇所だけでなく他のトンネル工事も一時中断。20年12月に陥没事故と工事との因果関係を認めて住民らに謝罪した。その後は原因や被害状況の調査が進んだとして、対策を講じたうえで工事を順次再開させる方針を示し、今年2月下旬に陥没箇所から遠い大泉JCT付近で約1年4カ月ぶりに工事を再開した。

一方、陥没箇所周辺は地盤の補修や被害家屋の補償を優先するとして工事の再開時期は決まっていない。他のトンネル工事の状況を踏まえて有識者でつくる検討委員会で再発防止策を審議し、地元住民に説明するとしている。

元東京高裁判事の升田純弁護士（民事法）は「事故地点に近い住民の生命、身体への危険性を重くみた決定だが、（工事再開が出来なければ）事業者側への影響は大きい」と指摘。そのうえで「今後の司法手続きでは具体的な危険性の程度や、事業者側が工事の公益性や再発防止策の実効性などをどれだけ示せるかが焦点になるだろう」と話している。

東京地裁の決定を受け、記者会見する丸山さん(左)ら（28日、東京・霞が関）

住民側「画期的な決定」

「重く受け止めて」訴え

申立人の住民や弁護団は28日、決定を受けて東京都内で記者会見を開いた。武内更一弁護士は「画期的な決定だが、なお不十分。実際に掘削を始めているところがあるので、同じような危険があるはずだ」と強調した。

一部区間でしか工事差し止めが認められなかったことについては不満の声もあった。陥没箇所の近くに住む申立人の丸山重威さんも決定を一定程度評価しながらも「（事業者は）決定を本当に重く受け止めてほしい」と訴えた。

地下40メートルより深い「大深度地下」を巡っては、リニア中央新幹線工事についても東京都の沿線住民らが同様にJR東海に対して工事の差し止めを求める訴訟を起こし、東京地裁で争っている。武内弁護士は「影響は当然ある。ここだけの特殊な問題ではない」と話した。